

日野市子ども条例

(子どもの責務)

第 8 条 子どもは、自分を大切にするとともに、他の人を大切にし、基本的な社会のルールを守るように努めなければなりません。

2 子どもは、前項の責務を果たすために、次に掲げる役割を担うものとします。

(1) 子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利とともに基本的な社会のルールを学び、それらを大切にすること。

(2) 他の方がもつ生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利を大切にした上で、自分の権利を実現すること。

(3) いじめや差別など他の人を苦しめることを行わないこと。また、いじめや差別などがなくなるよう努めること。

(4) 発達状況に応じて、社会の一員として責任と役割を理解し、果たすよう学ぶこと。